

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書

家族は社会の基盤である。家族が同じ姓を名乗る夫婦同姓制度は、家族の絆や一体感の維持、子供の福祉に資するものであり、社会の維持にとっても極めて重要な制度である。

夫婦同姓制度を規定した民法第750条については、平成27年に最高裁が合憲と判断しており、「氏（姓）は、家族の呼称としての意義があるところ、現行の民法の下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる」としている。

このところ、選択的夫婦別姓制度の導入を巡る議論が見られる。夫婦別姓制度は、家族の絆や一体感を危うくしてしまうおそれがあるばかりか、親子で異なる姓を名乗ることは、子供の福祉にとっても悪影響を及ぼすことが強く懸念される。

選択制だからよいのではとの意見も聞かれるが、夫婦別姓を認めると、社会の構成要素である家族の呼称としての姓の意義が失われることになる。また、結婚による改姓の不利益を指摘する声もあるが、結婚後も旧姓を通称使用することで解決することが可能である。最高裁も、そうした不利益は「氏（姓）の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得る」と指摘しており、旧姓の通称使用は既に一般化しているとも言える。少なくとも、選択的夫婦別姓制度について、国民の中に広くコンセンサスができていない現状で、拙速に制度を導入すれば、我が国の将来に大きな禍根を残しかねない。

よって、国においては、家族の絆や一体感の維持と子供の健全育成を願い、揺るぎない日本社会を次世代に継承するため、選択的夫婦別姓を認める民法の改正を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長